

2016年10月25日

民 進 党
代 表 蓮 舫 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

児童福祉における「市区町村の支援業務のあり方」に関する要請

国民生活の安定と福祉の向上にむけた取り組みに心から敬意を表します。

さて、本年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務が明示され、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等をはかることとされました。現在、政府は市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループを開催し、改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を進めています。

私たち自治労は、行政および公共サービスを現場とする労働者により構成する労働組合であり、子どもの命を守る福祉や保健の現場を担う立場から、さらに近年は人口減少社会にあって地方創生を担う立場から、子どもと保護者への支援体制づくりに関する検討を進めてきました。

つきましては、市区町村の支援業務のあり方に対して、以下の通り、国会議論において意見を反映いただくことを要請いたします。

記

1. 市町村児童家庭相談における人的体制の抜本的充実について

<要請事項①>

市町村の児童家庭相談業務従事にかかる職員配置基準を明確にし、社会福祉主事以上の専門資格を持つ正規職員を配置するため、その資格取得費用を含めて、十分な財政措置を講じること。さらに保健師の配置基準も見直し改善すること。

<要請事項②>

非正規雇用の家庭相談員や母子自立支援員の賃金・労働条件を「均等・均衡待遇」の視点から抜本的に改善すること。

<理 由>

市町村の児童相談体制は、その多くが臨時・非常勤・嘱託職員である家庭相談員およ

び母子自立支援員と、通常の人事異動で配属された児童福祉司等の資格を有しない職員が対応しているのが現状です。児童相談体制を確立するためには、人的体制を抜本的に充実する必要があります。

多くの中小規模の市町村では、福祉職採用制度がないため、専門職の配置に苦慮しています。さらに家庭相談員等、現場経験の豊富な臨時・非常勤・嘱託職員に依存して業務を執行しているのが現状です。児童相談所の児童福祉司や生活保護の指導員・現業員のように、児童家庭相談業務従事にかかる職員配置基準を明確にし、財政的根拠も明示しなければ、市町村の児童相談体制の人的体制の充実は困難とされます。

さらに助産・妊娠中毒症対策に端を発し、産後うつや母子の孤立防止対策等を重点化してきた母子保健行政は、今般の児童福祉法改正によって大きな転換期を迎えました。つまり（特定妊婦やDV対策を含む）市町村の児童虐待防止事業における保健師の役割は飛躍的に増大しているのです。そこで現行「人口10万対24人」の保健師配置基準についても、大幅な見直し（増員）が必要です。

2. 要対協、社会的養護施設など関係機関との連携について

<要請事項③>

国の責任において、児童家庭支援センター等、社会的養護施設を有効に活用した地域支援実践を紹介する好事例集や協働運営ガイドラインを作成するなどして、市区町村に対し、関係機関連携強化をはかるための方策提供に努めること。また、研修制度を充実させ、予算も確保すること。

<要請事項④>

児童養護施設等の通所型活用を検討し、新たな制度や事業を創設すること。また市町村から児童家庭支援センター等への指導委託措置が可能となるように制度設計を行うこと。

<理 由>

要保護児童対策地域協議会は、地域における要支援児童ケースの進行管理を実施していますが、これには、相談支援の専門機関や社会的養護施設も関わっています。この協議会の機能強化には、それらの専門機関や社会的養護施設の強みを活かした運営ができるよう推進する必要があります。児童虐待対応は、専門的な知識や技術、経験がなにより重要です。地域に点在する社会的養護施設は、専門的知識や技術、経験が豊富ですが、これまで（社会的養護制度は都道府県の責務であり、措置権は都道府県児童相談所が有していたがゆえ、）市町村行政との繋がりは、極めて希薄でした。今後は、社会的養護施設等と市町村との協働・連携関係を強化し、各施設の地域支援機能を充実するよう、より一層政策誘導する必要があります。

3. 新たな市町村権限（システム）の創設について

<要請事項⑤>

児童家庭支援センターや子育て支援センター等への指導委託措置権や児童養護施設通所利用事業委託権限等を市町村に付与すること。

<理 由>

2004年の児童福祉法改正により、市町村が児童虐待の第一義的相談窓口を担うこととなりましたが、その際、県から措置権等の権限委譲は一切ありませんでした。その結果、多くの自治体では、相談窓口業務を単なる「児童相談所への進達・連絡係」と見なしており、そのことが相談体制を充実させられない要因の一つになっているとも考えられます。また、利用者にとっても相談のみで、具体的な支援策が示されないのであれば活用する意義は半減します。児童虐待対策に関する児童相談所との役割分担において、市町村の特性や強みを勘案しながら、市町村に具体的な権限を与えることが必要です。今回の児童福祉法改正の中で、児童相談所による指導措置（通所・在宅）の委託先として市町村が追加されましたが、このことで、多くの市町村では、困難ケースが児童相談所から降りてきて、抱え込まざるを得なくなるのではないかと、という不安が生じています。

一方、客観的に見れば、相談者にとっては、生活に身近な市町村で支援を受けた方がより良い場合も少なくありません。また地域社会資源との接点が多く、当事者の家族・親族状況も捕捉しやすい市町村は、支援の選択肢を広げやすいメリットもあります。そこで、市町村にも地域社会資源をダイレクトに活用できるシステムを構築（地域社会資源への通所や指導委託等の権限を市町村にも付与）することが必要です。なお、このことは、市町村の相談支援業務の抱え込みを防止するためにも有用です。

4. 子ども・子育て支援交付金：利用者支援事業の見直しについて

<要請事項⑥>

利用者支援事業を実施するために市町村正規職員を増員配置した場合にも、その増員人数や勤務体制に応じた交付金を交付できるようにすること。

<理 由>

現行の子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業は、事業全体の民間委託や新たな嘱託職員の雇用による事業の実施を前提としており、当該事業の実施にあたって、市町村正規職員を増員配置しても交付金は交付されません。正規職員による事業実施を妨げる不合理な現状を直ちに改善する必要があります。民間委託や嘱託職員の新規雇用よりも、行政保健師や社会福祉士として長年にわたり福祉相談業務に従事してきた市町村正規職員を配置する方がより手厚く、市町村相談体制の充実に貢献することは自明です。各々の市町村が、地域の特性に応じ自主的に児童家庭相談体制を充実できるよう、事業を実施することに対して交付できるよう柔軟な交付金制度に改めることが必要です。

5. 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業の見直しについて

<要請事項⑦>

子どもを取り巻く課題を早期に発見し、支援できる体制を強化し、貧困の連鎖を防ぐ観点から、子どもの学習支援事業を必須事業とし、現行1/2の国庫補助率を3/4に引き上げること。

<理 由>

生活困窮者自立支援制度で任意事業となっている「子どもの学習支援事業」について、さらなる制度の充実が必要です。生活困窮世帯では、子どもが関わる大人が限定され、ロールモデルが保護者（親）のみという子どもも多く見受けられます。不安定な状況に陥っている家庭の中では、将来にわたり連鎖を生みやすいのが現状です。そのため、小中学生の段階から見守りと必要な支援を行うことで、子どもやその保護者の心身の安定、居場所づくりにつながり、躰みや虐待等を未然に防ぐことができ、子どもに対する日常生活支援、養育支援、学習支援は効果的です。

また、児童虐待に関する指導措置では支援する側（行政や学校等）がアプローチしにくく拒まれる家庭であっても、学習支援という手段であれば受け入れられやすく、子どもや保護者・世帯に関わるための手法として極めて有効です。

しかし、実態としては、学習支援事業の実施率はいまだ実施対象自治体の50%に達していません。またこの制度は、できるだけ早い段階から利用できるようにすることが子どもにとっても保護者にとっても有効ですが、実際は中学生、場合によっては中学2年～3年生からと限定している自治体も少なくありません。保護者や学校等からのニーズは大きいにもかかわらず、現行のままでは自治体の財政負担が大き過ぎるゆえ、事業を拡大することが困難な状況にあります。

以 上